

山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、林内に残されている未利用材のエネルギー利用を促進するため、未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により生産され、又は発生する木質バイオマスの運搬に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 未利用材 次に掲げるもの（県内の森林に由来するものに限る。）をいう。

ア 伐採、造材時に発生する端材、末木又は枝条

イ 未利用間伐材

ウ ナラ枯れ被害材（山梨県ナラ枯れ被害材の利用・移動等に関するガイドライン（令和3年8月30日付け山梨県林政部森林整備課）に従って運搬されるものに限る。）

エ その他の林地残材

(2) 未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組 全木での集材による枝条の回収や移動式チップターの導入による減容化等、作業方法の改善や資機材の導入により収集・運搬コストを縮減する取組をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金交付の対象となる者は、県内に主たる事務所若しくは事業所又は住所を有する次に掲げるものとする。

(1) 森林組合及び森林組合連合会

(2) 林業者等の組織する団体

(3) 木材関連事業者等の組織する団体

(4) 民間事業者

(5) その他知事が適当と認める者

(補助金の交付の対象及び補助単価)

第4条 補助金の交付の対象及び補助単価は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」とい

う。)は、山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、別に定める期間内に知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を、山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条に規定する補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、山梨県未利用材活用促進事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、山梨県未利用材活用促進事業費補助金変更(中止・廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業者が前3号に掲げる条件のいずれかに違反した場合、知事は、この補助金の全部又は一部の返還を補助事業者に対して求めることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、山梨県未利用材活用促進事業費補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 知事は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及

びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、精算払とする。

（書類の保管）

第11条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月7日から施行する。

別表

補助対象経費	補助単価
未利用材の収集・運搬作業の低コスト化を図る取組により生産され、又は発生する木質バイオマスの運搬費	1,500円/m ³

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名
印

山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金の交付を申請します。

- 1 運搬先
- 2 運搬材積 m^3
- 3 交付申請額 円
- 4 添付書類 未利用材活用促進計画書
誓約書
その他知事が必要と認めるもの

様式第 2 号

番 号
令和 年 月 日

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった山梨県未利用材活用促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和 38 年山梨県規則第 25 号。以下「規則」という。）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 7 条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象は令和 年 月 日付けで申請のあった運搬に要する経費とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助金の交付決定額 円
(運搬材積 m^3 相当)

- 3 補助事業の期間は、募集要項記載のとおりとする。
- 4 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置
 - (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。
 - ア 補助金の他の用途への使用をしたとき。

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき。

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

様式第3号

番
令和 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県未利用材活用促進事業費補助金変更（中止・廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのこと
について、次の理由により事業計画を変更（中止・廃止）したいので、
山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、
申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容
- 3 添付書類 知事が必要と認めるもの

様式第 4 号

番 号
令和 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県未利用材活用促進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのこと
について、山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱第 8 条の規
定により、次のとおり報告します。

- 1 運搬先
- 2 運搬材積 m^3
- 3 添付書類 運搬材積集計表
運搬材積算出根拠
未利用材活用促進作業実施報告書
その他知事が必要と認めるもの

様式第 5 号

番
令和 年 月 日 号

(申請者) 殿

山梨県知事

山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付額の確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった山梨県未利用材活用促進事業費補助金については、山梨県未利用材活用促進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり確定する。

交付確定額

円